

全 建 事 発 第 108 号
令 和 5 年 1 月 6 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔公 印 省 略〕

建設業許可事務ガイドラインの一部改正について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業許可の申請手続等については、従来、「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成 13 年 4 月 3 日国総建第 97 号）をもって運用されてきたところです。

この建設業許可の申請手続については、申請者及び許可行政庁の負担軽減のため、令和 5 年 1 月 10 日より建設業許可・経営事項審査電子申請システムの運用が開始する予定であり、当該システムを活用して申請を行う場合には、許可申請書類の一部の提出を省略することが可能となります。

また、建設業法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 353 号）により、特定建設業の許可を要する下請代金の額を含め、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）に規定されている各種の金額要件について、近年の工事費の上昇を踏まえて見直しが行われ、新たな金額要件が令和 5 年 1 月 1 日から施行されることとなります。

これらを踏まえ、今般、「建設業許可事務ガイドライン」を別紙のとおり改正し、令和 5 年 1 月 1 日から適用し、内容については、各地方整備局建政部長等に通知するとともに、各都道府県建設業担当部局長に参考送付したことについて本会に対し、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・別紙 1 国土交通省通知文（建設業許可事務ガイドラインの一部改正について）
- ・別紙 2-1 建設業許可事務ガイドラインについて
- ・別添 2-2 （新旧修正内容含む）建設業許可事務ガイドラインについて

以上

(担当) 事業部 山中
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp